

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 14 条の規定により公表する
ものです。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 2 号
令和 6 年 2 月 27 日

答 申

令和 5 年 6 月 19 日付け総第 74 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市長(以下「処分庁」という。)が令和 4 年 12 月 28 日付け生福第 316 号により通知した「保有個人情報不開示決定」(以下「本件処分」という。)において、「生活保護変更通知書(第 20 号様式)」を不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、「生活保護廃止通知書(第 21 号様式)」を不開示としたことは妥当である。

第 2 経緯

第 1 に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

| 日 付 | 内 容 |
|------------------|--|
| 令和 4 年 12 月 14 日 | 審査請求人が処分庁に対し「保有個人情報開示請求書」を提出する。 |
| 同年 12 月 28 日 | 処分庁が審査請求人に対し本件処分を行う。 |
| 令和 5 年 3 月 27 日 | 審査請求人が処分庁に対し「審査請求書」を提出する。 |
| 同年 4 月 28 日 | 処分庁が審査庁に対し「弁明書」(生福第 23 号)を提出する。 |
| 同年 6 月 4 日 | 審査請求人が審査庁に対し「反論書」を提出する。 |
| 同年 6 月 19 日 | 審査庁が審査会に対し「個人情報保護審査諮問書」(総第 74 号)を提出する。 |
| 同年 7 月 7 日 | 令和 5 年度第 2 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 同年 9 月 29 日 | 令和 5 年度第 3 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 令和 6 年 1 月 26 日 | 令和 5 年度第 4 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |

第 3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求は、霧島市個人情報保護条例(平成 17 年霧島市条例第 11 号)第 15 条

第1項の規定に基づく令和4年12月14日付けの保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に対して、処分庁が行った本件処分のうち、「生活保護変更通知書（第20号様式）」及び「生活保護廃止通知書（第21号様式）」の開示請求に係る処分を取り消し、全部を開示するよう求めるものである。

第4 審査請求人及び処分庁による主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求書(令和5年3月27日付け)の要旨
別紙1のとおり。
- (2) 反論書(令和5年6月4日付け)の要旨
別紙2のとおり。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 弁明書(令和5年4月28日付け)の要旨
別紙3のとおり。

第5 諮問実施機関から提出された資料（令和5年9月15日付け）の要旨

別紙4のとおり。

第6 審査会の判断

1 本件開示請求書による対象となった「原本」について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求書の対象となった公文書の「原本」を保有していないことが違法であるとの主張を行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうかを審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

2 同一生計の認定について

審査請求人は、処分庁が被相続人の生活保護決定において被相続人の配偶者及び子一人の生活保護法による同一世帯の認定を行っていないことが違法であるとの主張もを行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうかを審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 「生活保護変更通知書（第20号様式）」について
処分庁は、「生活保護変更通知書（第20号様式）」について、システムから出力し

た原本を〇〇〇〇氏本人へ送付しており、市として書面を保管していないとの理由から、本件処分を行っている。また、生活保護費の支給内容を変更したというデータは、システム内に残っているが、生活保護変更通知書の形式として残っているわけではなく、文書形式として出力した場合、発信番号が自動付番され新たな文書が作成されるため、原本とは異なる文書となると主張している。

しかしながら、霧島市個人情報保護事務取扱規程（平成 28 年霧島市訓令第 8 号）第 13 条第 3 項第 4 号イにおいて、「電磁的記録に記録されている情報が日々更新されるような場合は、原則として、開示請求に対する開示決定等までに出力したものにより開示を行う」と規定されている。

したがって、処分庁が当該公文書を作成しており、生活保護システムから出力することができるのであれば、たとえ発信番号が自動付番され新たな文書が作成される場合であっても、開示決定までに出力した公文書を開示すべきである。

(2) 「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」について

「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」について、その存否に関し当審査会において調査を行ったところ、当該公文書は存在しないことが認められた。

なお、処分庁は、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないとの理由で本件処分を行っているが、本来であれば、「単身の被保護者が死亡した場合は、通知の相手方が亡くなっていることから廃止通知を行っていない」旨も記載すべきであったことを指摘しておきたい。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 役職等 |
|----|--------|--------------|
| 会長 | 山本 敬生 | 鹿児島県立短期大学准教授 |
| 委員 | 稲留 隆 | 司法書士 |
| 委員 | 久留須 由紀 | 司法書士 |
| 委員 | 福田 英人 | 司法書士 |
| 委員 | 末吉 隆之 | 弁護士 |



審査請求書

令和5年3月27日

霧島市長 殿

審査請求人 (住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

次のとおり審査請求をします。

第1 審査請求に係る処分の内容

霧島市福祉事務所長が、令和4年12月28日生福第316号により、審査請求人に対して行った「保有個人情報不開示決定通知書」の不開示決定

第2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和5年1月10日

第3 審査請求の趣旨

上記第1の処分のうち、以下の対象文書の審査請求に係る処分を取消し、全部を開示するよう求める。

- ① 生活保護変更通知書 (第20号様式)
- ② 生活保護廃止通知書 (第21号様式)

第4 審査請求の理由

別紙参照

第5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、霧島市長に対して審査請求することができます。」との教示があった。

第6 添付書類

- ・別紙 (審査請求の理由) 1通

(別紙)

第4 審査請求の理由

1 生活保護変更通知書(第20号様式)

- (1) 処分庁は、「生活保護変更通知書については、システムから出力した原本を[]氏本人へ送付しており、市として書面を保管していないため。」を理由に、当該変更通知書を不開示とした。
- (2) しかし、「国家行政組織法第8条」に基づく総務省の審議会等における霧島市行政不服審査会の置かれた最上級行政庁である処分庁は、国家行政組織法及び行政不服審査法上の行政機関である。よって、処分庁は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年2月16日政令第41号)」が適用される。
- (3) 上記より、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項(行政文書の管理に関する定め)第3号」における「行政文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。」及び「同法第16条第1項第4号」における「当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第二の上欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作成又は取得の日(これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあつては、当該特定の日)から起算して同表の下欄に定める期間(別表行政文書の最低保存期間基準)以上の期間とすること。」を遵守しておらず違法である。
- (4) また、処分庁は、当該変更通知書の原本をシステムから出力したと主張しているため、システム内における当該変更通知書の原本の保有を処分庁自ら認めており、処分庁の当該変更通知書の原本の保有は明白である。
- (5) 上記より、処分庁の「システムから出力した原本を[]氏本人へ送付しており、市として書面を保管していない」との主張は、システム内に保管している原本を不開示とするための意図的な虚偽であり、審査請求人に対する不当及び違法行為である。
- (6) さらに、審査請求人を含む法定相続人の相続財産が、[](以下「被相続人」

という。)及び法定相続人の家に侵入(住居侵入)し、何者かによって盗まれ(窃盗)、それが多発及び継続しており危機的な状況である。よって、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護する必要があるため、処分庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人を含む法定相続人の保護の観点から全部開示されなければならない。

- (7) 上記より、御庁の当該変更通知書の未保管を理由とする不開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第17条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は処分庁に対し、処分庁保管の第20号様式による当該変更通知書の原本の全部開示を求める。

2 生活保護廃止通知書(第21号様式)

- (1) 処分庁は、「 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないため。」を理由に、当該変更通知書を不開示とした。
- (2) しかし、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日)(社発第246号)第1 世帯の認定」において、「1 居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合」が通知されている。その一つに「(3) 夫婦間又は親の未成熟の子(中学3年以下の子をいう。以下同じ。)に対する関係(以下「生活保持義務関係」という。)にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合」がある。
- (3) また、被相続人の配偶者及び子は、十数年前から配偶者の就労及び子の就学等のため、被相続人とは別の住所地に住んでいたが同一生計であったため、上記2-(2)の生活保護法による同一世帯に該当する。なお、被相続人の配偶者及び子の一人は、被相続人が契約している賃貸物件に住んでいる等、被相続人と同一生計であったため、被相続人の生活保護決定により、生活保護法による同一世帯の認定をしなければならないが、処分庁は、被相続人の生活保護決定において被相続人の配偶者及び子の一人の、生活保護法による同一世帯の認定をしていない。

- (4) さらに、処分庁は、令和4年5月18日付「 氏に係る霧島市保健福祉部生活福祉課の対応について（回答）生福第51号」において、「ご家族の資産及び収支の状況等の個人情報の取得はしておりません。」と回答している。つまり、処分庁は、審査請求人を含む法定相続人の資産及び収支の調査を行っておらず、処分庁が、被相続人の配偶者及び子が被相続人と同一生計及び生活保護法における同一世帯であるか否かを、意図的に調査せず、被相続人の配偶者及び子の一人に対し生活保護法による同一世帯の認定をしていないことは明白である。上記より、処分庁の被相続人の配偶者及び子の一人に対する当該行為は生活保護法における不当及び違法行為である。
- (5) 上記より、処分庁は、被相続人と同一生計及び生活保護法による同一世帯である被相続人の配偶者及び子の一人に対し、被相続人の生活保護決定により、生活保護決定通知書（第19号様式）の作成及び通知をしなければならない。しかし、処分庁は被相続人と同一生計及び生活保護法による同一世帯である被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定及び生活保護決定通知書（第19号様式）の作成及び通知をしていない。よって、処分庁は、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定をし、生活保護法による保護費の支給をしなければならない。また、被相続人の死亡により生活保護が廃止された場合、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、「生活保護廃止通知書（第21号様式）」を作成及び通知しなければならない。しかし、処分庁は被相続人の配偶者及び子の一人に対し、これらのいずれも行っておらず、処分庁の被相続人の配偶者及び子の一人に対する当該行為は、生活保護法における不当及び違法行為である。
- (6) 上記より、処分庁の 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないため。」との不開示決定は、生活保護法を遵守しておらず違法であり、最上級行政庁である処分庁としてあるまじき行為である。よって、審査請求人は処分庁に対し、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定、第19号様式による生活保護決定通知書の作成及び通知、保護費の支給及び第21号様式による当該廃止通知書の作成及び通知を求める。

以上



正本

霧島市長 中重 真一 様

令和 5 年 6 月 4 日

審査請求人 [REDACTED]

反 論 書

本書面は、処分庁の令和 5 年 4 月 28 日付弁明書（生福第 24 号）に反論するものである。

第 1 「5. 審査請求人の主張に対する処分庁の意見」について

1 生活保護変更通知書（第 20 号様式）

(1) 原本の保管について

ア 処分庁は、当該変更通知書について「原本を [REDACTED] 氏へ送付しており、市として書面を保管していない。」及び「文書を本人に交付する際に、コピーを取って保管するといったこともしていない。そのため、[REDACTED] 氏に交付した生活保護変更通知書は、処分庁として書面でもデータでも保有していない。」と主張する。

イ しかし、「生活保護法関係文書の保存期間について（昭和 36 年 9 月 29 日社発第 726 号）」において、地方公共団体に係る生活保護法関係文書の最小限度の保存期間が定められている。これによると、当該変更通知書の原議、つまり決裁が完了した公文書の最低「5 年」の保存期間が定められている。（参考資料）

ウ 上記より、処分庁の上記アの主張は、保管している原本を不開示とするための意図的な虚偽であり、審査請求人に対する不当及び違法行為である。

(2) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第 16 条第 1 項第 3 号及び第 4 号」について

ア 処分庁の本弁明書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第 16 条第 1 項第 3 号及び第 4 号」についての弁明が一切ない。

イ 上記より、審査請求人は、処分庁が、上記法令等の適用を認容したものとする。

ウ 上記より、処分庁の上記(1)一アの主張は、保管している原本を不開示とするための意図的な虚偽であり、審査請求人に対する不当及び違法行為である。

(3)「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号ロ」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号イ」について

ア 処分庁の本弁明書は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号ロ」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号イ」についての弁明が一切ない。

イ 上記より、審査請求人は、処分庁が、上記(3)一アの法律、条例に該当するため、審査請求人を含む法定相続人の保護の観点から全部開示されなければならないことを認容したものとする。

2 生活保護廃止通知書(第21号様式)

(1)「別紙 第4 審査請求の理由-2」について

ア 処分庁の本弁明書は、審査請求人が提出した「別紙 第4 審査請求の理由」の2についての弁明が一切ない。

イ 上記より、審査請求人は、処分庁が、被相続人の配偶者及び子の一人に対する処分庁の生活保護法における不当及び違法行為を認容したものとする。

ウ 上記より、審査請求人は、処分庁が「 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないため。」との不開示決定について、生活保護法を遵守しておらず違法であることを認容したものとする。

3 審査請求の理由について

(1) 処分庁は、「審査請求人の主張については、審査請求人独自の主張を述べているだけであって、理由がないものとする」と主張する。

(2) しかし、上記1及び2の通り、審査請求人の主張は根拠法に基づくものであることは明白で事実である。他方、処分庁の上記主張は、様々な法令、規則を遵守し職務を

遂行しなければならない行政機関としての立場を逸脱した、根拠のない暴論である。

- (3) また、弁明書は、「処分庁が、処分の内容が正当であることを説明するための文書」であるため、審査請求人の主張に対し、弁明書にて処分庁の処分内容が正当であることを説明しなければならない。
- (4) しかし、処分庁は、審査請求人の主張に対し、これを行っていないことは上記3—(1)の処分庁の主張の通り、本弁明書を見れば明白であり、審査請求人の主張を愚弄及び軽視した主張である。
- (5) 上記より、審査請求人に対する処分庁の本弁明書の主張及び内容は、行政不服審査法を逸脱した処分庁としてあるまじき悪質な主張であり、審査請求人にとって今後の審査請求に重大な悪影響を及ぼす看過できない主張及び内容である。

第2 結語

上記より、審査請求人の根拠法に基づいた主張が、審査請求人独自の主張でないことは明白である。他方、行政不服審査法を逸脱した処分庁としてあるまじき悪質な行為を取り続ける処分庁の根拠のない主張も明白である。なお、本件において処分を決定する「処分庁」と、その処分を審査する「審査庁」が、霧島市長であり、審査庁の判断を審査する当該審査会の委員を処分庁及び審査庁である霧島市長が委嘱するため、審査請求人にとって公正公平な審査が行われない可能性が高い。上記より、審査請求人は審査庁及び霧島市行政不服審査会に対し、本件における審査の公正公平な審査を求める。

第3 添付書類

- (1) 参考資料「生活保護法関係文書の保存期間について」 1通

以上

○生活保護法関係文書の保存期間について

(昭和三十六年九月二九日)

(社発第七二六号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

各地方公共団体に係る生活保護法関係文書の保存期間については、本来各地方公共団体において自主的に定められるべきものであるが、生活保護法施行後十年をこえる時日が経過し、同法関係文書の量が特に保護の実施機関において相当膨大になっていることにかんがみ、保護の実施機関における同法関係文書の保存期間の標準を別紙のとおり示すから、了知されたい。

なお、生活保護法関係文書は、生活保護法による保護の決定実施に関する事務の性質上被保護者個人の秘密に関連するものが少なくないので、保存期間を経過した文書の処理については特に慎重を期し、原則として焼却すべきものであるから、念のため。また、この標準は最少限度の保存期間を意味するものであるが、各地方公共団体の既存の保存期間区分がこれと異なる場合にはこの標準の線に沿って適宜調整して差し支えないものであるし、事務処理の便宜等の理由により標準をこえて保存することは自由である。

生活保護法関係文書の保存期間の標準

- 1 生活保護法関係文書の保存期間の区分は、永久、一〇年、五年、三年及び一年とする。
- 2 各文書の保存期間は、別表のとおりとする。ただし、当該世帯に係る保護に関する処分につき不服の申立てが提起された場合には、その申立てに対する決定又は裁決が確定した後三年間は、当該処分に係る文書を保存するものとする。また、当該世帯に係る保護に関する処分につき訴訟が提起された場合には、永久保存とする。
- 3 保存期間の計画は、文書の完結の翌年又は翌年度(保護費及び保護施設事務費関係については翌年度)から起算する。

別表

| | 文書名 | 区分 | 備考 |
|----------------|-----------------------|-------|----|
| 保護費及び保護施設事務費関係 | 保護費負担金精算書(原本) | 10年 | |
| | 保護施設事務費精算書(原本) | 10年 | |
| | 保護費負担金交付決定通知書 | 10年 | |
| | 保護費負担金確定通知書 | 10年 | |
| | 保護費関係予算差引簿 | 5年 | |
| | 施行事務費予算差引簿 | 5年 | |
| | 保護費返還(徴収)金納付通知書(控え) | 5年 | |
| | 保護費関係報告書(経理状況報告等)(控え) | 1年 | |
| | 繰替支弁金計算書(控え) | 5年 | |
| | 保護金品支給台帳 | 5年 | |
| | 保護費支給明細書(控え) | 5年 | |
| 教育扶助費精算書(原本) | 5年 | | |
| 保護一般関係 | 受付簿 | 3年 | |
| | 保護申請書受理簿 | 5年 | |
| | ケース番号登載簿 | 永久 | |
| | ケース番号索引簿 | 永久 | |
| | 不服申立書処理簿 | 3年 | |
| | 保護開始申請書 | 廃止後5年 | |
| | 保護変更申請書 | 5年 | |
| | 保護台帳 | 廃止後5年 | |
| | 保護決定調書 | 5年 | |
| | 面接記録票 | 3年 | |
| | ケース記録票 | 廃止後5年 | |

| | | | |
|--------------------|----------------------------------|----------|---|
| | 保護決定通知書(原議) | 5年 | 変更決定通知書及び法第18条第2項の規定による葬祭扶助申請書を含む。 法第48条第4項による報告、法第61条による届出等を指す。 |
| | 保護申請却下決定通知書(原議) | 5年 | |
| | 保護廃止(停止)決定通知書(原議) | 5年 | |
| | 生計その他の状況変動報告 | 3年 | |
| | 要保護者に関する町村長の調査書等 法第29条による報告書等 | 3年 3年 | |
| | 保護施設への収容依頼書(原議) | 収容終了後1年 | |
| | 要保護者の転出通知書(原議) 特別基準関係文書 | 1年 3年 | |
| 医療関係 | 医療台帳 | 廃止後5年 | 治療材料等保護変更申請書(傷病届)と不可分のものを除く。 |
| | 診療要否意見書等各要否意見書 | 3年 | |
| | 医療券及び診療報酬請求明細書等各給付券及び各請求明細書 | 5年 | |
| | 診察料及び検査料請求書 | 5年 | |
| | 検診命令書、検診書及び検診料請求書 | 5年 | |
| | 診療報酬請求書等各費用請求書 | 5年 | |
| | 結核及び精神病入院協議関係文書 | 3年 | |
| | 囑託医執務日誌 | 3年 | |
| 医療券交付処理簿等各給付券交付処理簿 | 3年 | | |
| 調査関係 | 被保護者全国一斉調査基礎調査及び特別実態調査調査票 | 1年 | |
| | 上記調査の集計結果表(控え) | 3年 | |
| | 被保護者全国一斉調査個別調査調査票(控え) | 1年 | |
| | 医療扶助実態調査受給者状況調査調査票(控え) | 1年 | |

正本

生福第 24 号
令和 5 年 4 月 28 日

審査庁

霧島市長 中重 真一 殿

処分庁

霧島市長 中重 真一
(保健福祉部生活福祉課扱い)

弁 明 書

令和 5 年 3 月 27 日に審査請求人 [REDACTED] (以下「審査請求人」という。) が提起した審査請求について次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和 4 年 12 月 14 日付けで、審査請求人から「開示の請求に係る保有個人情報の内容」を次の項目とする保有個人情報開示請求 (以下「本件開示請求」という。) があり、令和 4 年 12 月 15 日に、処分庁は当該保有個人情報開示請求を受け付けた。

① 生活保護変更通知書 (第 20 号様式)

② 生活保護廃止通知書 (第 21 号様式)

③ 生活保護停止通知書 (第 22 号様式)

(2) 処分庁は、令和 4 年 12 月 28 日付けで、審査請求人に対し保有個人情報不開示決定通知を送付した。

3 本件処分の内容

本件開示請求に係る上記書類は保有していないため、処分庁が霧島市個人情報保護条例 (平成 17 年霧島市条例第 11 号。以下「条例」という。) 第 21 条第 2 項の規定により行った不開示決定通知に係る処分である。

4 本件処分の理由

(1) 生活保護変更通知書 (第 20 号様式) について

上記書類については、システムから出力した原本を [REDACTED] 氏本人へ送付しており、市として書面を保管していない。このようなことから、条例第 21 条第 2 項の規定により、本件開示請求に対し不開示決定通知に係る処分を行ったものである。

(2) 生活保護廃止通知書 (第 21 号様式) について

[REDACTED] 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていない。このようなことから、条例第 21 条第

2項の規定により、本件開示請求に対し不開示決定通知に係る処分を行ったものである。

5 審査請求人の主張に対する処分庁の意見

(1) 生活保護変更通知書（第20号様式）について

審査請求人は、「処分庁の「システムから出力した原本を[]氏本人へ送付しており、市として書面を保管していない」との主張は、システム内に保管している原本を不開示とするための意図的な虚偽であり、審査請求人に対する不当及び違法行為である。」と主張している。

[]氏の生活保護費の支給内容を変更したというデータは、システム内に残っているが、生活保護変更通知書の形式として残っているわけではなく、文書形式として再出力した場合、発信番号が自動付番され新たな文書が作成されるため、原本とは異なる文書となる。また、文書を本人に交付する際に、コピーを取って保管するといったこともしていない。そのため、[]氏に交付した生活保護変更通知書は、処分庁として書面でもデータでも保有していない。

なお、保有個人情報不開示決定通知の別紙において、開示請求に係る個人情報の内容を「生活保護変更通知書の内容がわかるもの」として、再度、審査請求人から保有個人情報開示請求が行われた場合は、当該データを改めて出力した文書を開示することはできる旨を案内済みである。

その他の審査請求人の主張については、審査請求人独自の主張を述べているだけであって、理由がないものとする。

(2) 生活保護廃止通知書（第21号様式）について

審査請求人の主張については、審査請求人独自の主張を述べているだけであって、理由がないものとする。

(保健福祉部生活福祉課作成)

生活保護法における保護廃止決定通知の取扱い等について

1. 生活保護法上の世帯認定について

「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計を共にしている者の集まりをいうが、生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位を指している。

生計の同一性の認定の目安としては、同一居住や居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）がある。判定が困難なケースについては、さらに消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。

例えば、単身で保護申請を行った者と夫婦関係にある者が、申請者と居住を一にしている場合であっても、原則として同一世帯として判断されるが、同一生計でないと判断される場合は、事実上別生計として取り扱い、保護申請者のみに対し、保護の要否及び程度の決定を行うこととなる。

2. 扶養照会について

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち、民法で規定する①絶対的扶養義務者（夫婦・直系血族及び兄弟姉妹）と、②相対的扶養義務者（①を除く三親等以内の親族のうち、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い者（※））の存否をすみやかに確認する。存否が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査を行った後、実地又は書面による扶養照会を実施する。

なお、扶養の可能性調査の結果、「扶養の義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で、扶養照会を行わないこととして差し支えないものとされている。

（※）現に扶養を実行している者・過去に当該要保護者から扶養を受ける等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

3. 保護廃止決定通知について

保護廃止の決定については、生活保護法第 26 条に基づき、被保護者に対して書面（保護廃止決定通知書）をもって通知している。

単身の被保護者が死亡した場合は、死亡以外の廃止事由と同様に保護廃止を決定するが、通知の相手方（被保護者）が亡くなっていることから、通知は行わない。

なお、2人以上の生活保護受給世帯において世帯員の死亡や転出等により世帯員減と

(保健福祉部生活福祉課作成)

なった場合は、当該世帯の保護の要否を検討した上で、保護を要しない場合は、世帯主に保護廃止決定通知を行い、引き続き保護を要する場合は、支給保護費の減額等に係る保護変更決定通知を行うこととなる。

【参考】生活保護法

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。

第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。